

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会
〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14
税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野弘康



会長就任のご挨拶

会長 荻野弘康

平成23年6月13日 駿河大学記念館にて本会の定期総会が、来賓各位多数参加の下に本誌記載の如く開催され、滞りなく終了した。

我が国に於いても、傑出した会計人会〔専門分野の学者や税理士会、公認会計士会の要職で多数が活躍している〕であり、平川会長の下に着実な前進を図り、豊富な情報をもとに会員各位にとって有効な研修会を各年開催して頂き、会務運営では、無駄遣いを排し、健全財政を維持〔本学への500万円寄付も実行〕して頂きました。

本年の総会にて、後任の会長に選任されましたが、浅学非才の身でございますので、平川前会長〔本会の顧問〕はじめ、新役員、会員各位の絶大なご支援を心よりお願い申し上げます。

当面の課題として、組織拡充〔全国ブロック会の立上げ〕、研修の充実、広報活動〔会報の発行

ほか〕、厚生事業等を活性化し、本学と連携図りながら、平川前会長同様、着実な前進を図りたいと考えています。

東北大地震に伴い、野田新内閣で復興財源の議論が始まっておりますが、各種の意見、提案がありますが、本誌では別冊として富岡名誉教授のご意見、論文を会員各位にお届けすることと致しました。ご熟読頂き、復興財源のあり方について専門家としてご検討賜り、世のため、人のため、クライアントのため等々役立てて欲しいと願います。

台風による被害も甚大で、被害者の方々には心からお見舞いを申し上げますが、大事なことは被害地域の復興と被害者のご家族の方々への強力な経済的、精神的な支援だと思えます。

新執行部に対しましての会員各位の一層のご支援を重ねてお願い致します。



「中央大学会計人会」 という貴重な名称を確保しよう

顧問 平川忠雄

中央大学に在籍して、現に会計業務等を専門職業とする税理士、公認会計士の集まりである「中

央大学会計人会」の名称は、同時に中央大学学生会支部名の呼称でもあるが、極めて当を得た的確

かつ貴重なネーミングであるといえる。昨今、他大学においても会計人グループ会が多く形成されつつあり、それぞれ自己の機能や体質を表示するべく検討された名称であることが伺える。この中には、会計人会という名称をつける大学もあるが、実質的にはその母校の名称を乗せる記号という印象であるといえる。多くの関係者は「会計人会＝中央大学」というイメージであることにより認知されているのは事実である。これはわが母校の先達が数多くのバリエーションを駆逐し会計人として活動した結果であり、また資格登録者数においても極めて多数を占めている事実が、このような効果をもたらしているといえる。

中央大学学会支部には、最近、会計士等のグループが新登録しており、それぞれ自己の資格等を類した支部名を使用している。これらの会員の中には「中央大学会計人会」の名称が最も適していると思う資格者を多く聞いている。こうした実情において、わが会計人会がどのような意識を有していくことが必要か、改めて問題提起を試みることにする。勿論、「数は力なる事実」の観点から中央大学学会の各会計人支部が「合従連衡」することも想定できるが、同時に個別事情を活かし別グループとして「切磋琢磨」する道もあるといえる。そして機会が熟せば「大同団結」による合同もあり得るし、「連合会方式」も検討されよう。

平成23年8月4日の日本経済新聞朝刊1面の大見出しは「日立・三菱重工 統合へ」という巨大連合のスクープ記事が掲載され、多くの衝撃をもたらした。ビッグ企業の統合であり、知名度の高い企業間の場合その後の名称のあり方は極めて重要な協議事項といえる。

また、歴史的にも、現在のグループ構成においても両社の名称は、削除できない事情が存在する。スクープ記事を読んだ読者は、まず、このような認識を感じたといえる。現実には大手企業間の統合においては、前身の会社名を合同させる例は、銀行を始めとして数多くみられる。日本企業の国際戦略の動向とともに日立・三菱重工の統合にはその名称の行方も大きな関心事といえる。

ネーミングの重要性は、経済でいえば成長企業

の名称・商品ブランド等の好印象が企業の成長や業績に比例している事実があり、先取りされた名称に対応する困難性は極めて大きいといえる。現在、中小企業会計指針が一般の中小会社では適用が困難であるとの課題に対応した新しい「中小企業会計ルール」が制定される段階にきている。金融庁、中小企業庁、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所において、最終的な検討段階に入り、私も相談されていて、新ルールの名称を選定しているのであるが、既存の〈企業会計原則、企業会計基準、企業会計指針など〉絶好の名称が先行しているため、そのネーミング策定の難しさを強く感じている。改めて「中央大学会計人会」の名称の優位性を実感しているところである。

【ご挨拶】

中央大学会計人会の会員の先生方には、私が長期間にわたり、会長を勤めさせていただき誠に協力有難うございました。至らぬコーディネートを支えて下さりまして心より感謝いたします。新任の萩野会長は、東京税理士会役員としての多年の経験とその幅広い人脈、そして誠実なキャラと行動力のある適任者であります。どうか万全のご支援、ご協力を心よりお願いいたします。

そして「中央大学会計人会」という貴重な名称を確保・拡充するためのご健闘を祈念し、「中央大学会計人会」の益々の発展と会員の先生方のご健勝を期して、私も会員としてご協力させていただくことをここに明言させていただき、ご挨拶とさせていただきます。

〈盛夏の中に学習の秋が見え隠れする季節に〉



租税の法的概念と「法の支配」について

坂 田 純 一 (1968年商学部卒)

租税の法的概念は、その構成から「①『租税の収納主体』つまり『課税の主体』が国または地方公共団体であること、②『納税の主体』が国の主権に服する者であること、③『租税の収納の目的』が公的・一般的収入であること、④『租税の収納の根拠』ないし『租税の収納の原因』が法律(条例)に定める要件を充足する事実の存在であること、⑤『租税の収納の方法』が強制的であること、⑥『租税の収納の内容』が金銭的給付であること」の六の要素に分けて理解することができる¹。

租税法では、国税通則法に「国税」の定義とし、その範囲を「国税・国が課する税のうち、関税、とん税および特別とん税以外のものをいう。(国通2一)」と定めたものがあるのみで、ドイツ²のように「租税」そのものを定義した実定租税法上の条項は存在しない。租税の定義が存在しないのであれば、租税国家体制 (steuerstaat) を前提としている日本国憲法の定めの中に租税の法的概念を見出すことが必要と考える。なぜならば、日本国憲法は、明治憲法と異なり³「主権は国民にある」との立場を明確にしたものとされ、租税に関する定めとしては、①「地方自治の保障(92条以下)による地方公共団体の課税権」、②「財政経費の充当と租税法律主義(第7章、84条)」、③「反対給付を予定しない納税義務規定(30条)」、④「貨幣経済を前提とした経済社会構造からの金銭給付」などがあり、他にも租税上の基本原理として重要とされる租税平等主義を根拠づける同14条の規定など⁴が置かれているからである。さらに、租税の概念を考えると、それは国家権力側のいう概念を鵜呑みにはできない。大切なことは、租税が現代国家形成の主要な目的の一つとされる国民の福祉⁵に寄与できるということを前提とし、納税者側に立脚して国民の人権に配慮したものとして構築されることが重要である。

近代立憲主義の要請する「法の支配」とは、個人の尊厳を最高の価値と認め、法も国家もそれに仕えるものとみなし、それに基づいて、個人の基本的な人権を憲法で保障し、法律といえどもこれを侵すことを許さず、しかも、法律の定める内容や手続の適正性を要求し、そうして、裁判所の権威によって、この保障を確立しようとしていることをいうとされる。こうした「法の支配」には、「国民一般が法を尊重遵守すべきである。」という精神と「国家の権力保持者=国家機関が法を尊重遵守すべきである。」という精神の二つの側面が存するとされる⁶。他方、法律による行政の原理は、いわゆる「法の支配の原理」と同じ内容を持つものであり、人による「力の支配」を排除し、「法の支配」するところに基づいて侵害行政から国民の基本的な人権を擁護しようとするもので、法治主義をとる国家における行政法の基本原理の一つとされている。

国民の権利・自由を擁護することを目的とした原理とされる⁷「法の支配」を租税法の世界に当て嵌めるとき、強大な徴税権力を持つ税務行政支配の制約(国家権力を法律で拘束)そのものを意味するが、それは民主主義と自由主義という二つの潮流をもった混合物であると考えられよう。このことは①租税法律主義の問題であり、②手続的保障の原則の問題であり、③納税者の権利保護の問題である⁸。当然に、「法の支配の原理」からして、行政に関する法規はすべて成文法によらなければならないということでもある。

申告納税制度と形影相伴う一体の関係にある税理士制度とは、昭和24年9月のシャウプ勧告を受け昭和26年に法制度化されたものである。シャウプ勧告は、税理士の社会的存在意義を「納税者の代理を立派につとめ」、「税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群」として捉えている。まさに、税理士をし

て、税務行政に対する「法の支配」の擁護者と期待して、その制度創設を提唱したものである。税理士は、このことを肝に銘じなければならない。

¹ 新井隆一著『第3版・租税法の基礎理論』日本評論社（1997年）2～3頁。

² 1977年の租税基本法（AO）は、3条1項に「租税とは、特別の給付に対する反対給付となるものではなく、かつ、公法上の団体が収入を得るために、法律が当該給付義務に結びつけている要件事実該当する一切の者に対して課す金銭給付をいう。収入を得ることは、これを従たる目的とすることができる。関税及び吸い上げ金は、この法律にいう租税とする。」との規定に改められた。

なお、租税基本法（AO）制定（効力発生）に伴い、租税基本法（1919年）と租税調整法（1934年）は、ともに失効された。

³ 三木義一著『現代憲法と人権』剋草書房（1992年）16

～17頁。

⁴ このほか租税立法の憲法適合性に関する裁判例としては、「憲法13条個人の尊重と公共の福祉（ゴルフ場娯楽施設利用税事件・最高裁昭和50年2月6日判決判時766号30頁）、憲法20条信教の自由・政教分離（奈良県文化観光税条例・奈良地裁昭和43年7月17日判決行集19巻7号122頁）、憲法22条1項職業選択の自由（種類販売免許制合憲判決・最高裁平成4年12月15日第3小法廷判決民集46巻9号2829頁）」がある。

⁵ 北野弘久著『税法学原論（第六版）』青林書院（2007年）83頁。

⁶ 榎原猛稿「法の支配と憲法保障制度」『山田幸男他執筆『磯崎辰五郎先生喜寿祈念 現代における「法の支配」』法律文化社（1979年）211頁。

⁷ 租税訴訟学会編『租税訴訟第1号－租税法における法の支配－』財経詳報社（2007年）3頁。

⁸ 金子宏稿「ルール・オブ・ローと租税法」『自由と正義』59巻3号（2008年）1頁。

随想——子どもころの夢

小池 正明

1950年（昭和25年）といえば、いわゆる団塊世代の終わりのころであり、私が生まれた年である。小学生から中学生の年代は、「巨人、大鵬、卵焼き」の真っ只中であり、野球に明け暮れる毎日、ほかの多くの子供と同様に、将来はプロ野球選手になることを夢みたものである。

一方で私は、子どもころから夜空の星々を眺めるのが好きだった。私の故郷は、山国の信州松本で、昔は空気が澄んでいて、夜空を見上げると無数の星々が降るように見えたものである。そんな星空を見ながら、宇宙はどのくらい広いのだろうか、宇宙に果てはあるのだろうか、人間のような生き物がある星はどのくらいあるのだろうか、そんなことを子供心に考えたものである。だから、将来は、宇宙や星のことを探求する人になり

たいと、いわば天文学者になることを夢見たこともあった。

ところで、地球という星が誕生してから、およそ45億年が経つという。その45億年という期間を1時間のビデオテープに編集したとすると、私たち人間が画面に登場するのはどのくらいの時間だろうか？ 5分、3分……いやいや、そんなに長くはないだろう。せいぜい1分か30秒か……。とんでもない。正解は、2秒というところだろう。この世に人間らしきものが現れたのは、100万年から300万年前といわれているから、もしかしたら1秒にもならないかもしれない。

そうすると、地球は人間の住むための星だなどと思うのはとんでもない間違いだろう。地球の歴史からみれば、人間なんてごくごく最近現れた新

参者にすぎない。その昔、恐竜という地球の支配者がいて、1億年以上も生存していたというから、彼らの歴史は人間の数十倍にもなる。

私は、今でもときどき地球とか、宇宙とか、天体といったことに思いをはせている。その悠久の歴史と膨大な空間を考えると、人間の一生なんて、ほんの束の間のことだ。そう思うと、日々悩んだり、苦しんだりしていることが、どうでもいい些細なことに思えるから不思議だ。

しばらく前に「金融ビックバン」という言葉が流行した。周知のように「ビックバン」とは、宇宙が誕生した時の大爆発のことである。ビック(Big)はもちろん大きいという意味で、バン(Bung)は“ドカーン”という擬音語のようだ。

ビックバンは、今から百数十億年前に起こったという。そしてそれ以来、いまでも宇宙は膨張を続けているらしい。

宇宙には“果て”があるのだろうか。天文学者も分からないし、おそらく人類が地球上に存在している間にも解明できない謎かもしれない。永遠のかなたまで見える望遠鏡が発明されたと仮定して、ある人が高名な天文学者に尋いてみたそうだ。その望遠鏡で宇宙のかなたを覗くと何が見えるかと。その学者はこう答えたそうだ。「自分の背中が見える」と。なにやら禅問答のようだが、案外ほんとうのことかもしれない。

それにしても、宇宙は大きい、そして、人間は、小さい。

中央大学会計人会 平成22年度定時総会議事録

〔平成23年6月13日 駿河台記念館〕

1. 会長挨拶

平川忠雄会長より、会員各位に対する謝辞、東北大地震、今時の税制改正等についての報告と挨拶がなされた。

2. 会則に基づいて、会長議長席に着き、議案の審議を行った。

第1号議案〔事業報告の件〕

第2号議案〔収支報告書承認の件〕

***会計監査報告

について審議を行った。

第1号議案については、荻野弘康副会長が報告、説明をなし、第2号議案については、神山副会長が説明をなし、佐藤監事から第2号議案について適正であるとの報告がなされ、議長が議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

引続いて、第3号議案〔事業計画承認の件〕と第4号議案〔収支予算承認の件〕について審議を行った。

第3号議案については、荻野副会長が説明、提案した。

第4号議案については、神山副会長が説明、提案した。

両議案について、議長が議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

第5号議案〔役員改選の件〕については、平川会長は任期満了により、勇退したい旨を述べ議場に諮ったところ、議場より「平川会長の意見を述べよ」との意見があり、平川会長より「今年の総会でもお話ししましたが、長いこと筆頭副会長として私を支えていただいた荻野弘康副会長を推薦したい」旨が述べられ、議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認した。

なお、副会長その他の人事については、荻野新会長に一任することとして承認可決された。

また、平川会長の処遇については、議場より、長年のご尽力とご指導に感謝し、会則に

基づき〔顧問一会則第11条〕、事実上の最高顧問として一層のご指導とご支援をお願いすべきであるとの提案があり、これらをふまえ

て荻野新会長に一任することとし、満場異議なく本議案を可決、承認した。

中央大学会計人会会則

第1条 本会は、中央大学会計人会と称する。

第2条 本会は、事務所を中央大学内におく。但し、必要により支部或いは部会を設けることが出来る。

第3条 本会は、会員相互の親睦と職業会計人としての資質の向上と学術の研鑽を図ると共に、母校の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次のことを行う。

- (1) 会員親睦のための諸行事
- (2) 会計・経営・経済・税務に関する研究並びに発表
- (3) 講演会・見学会の開催
- (4) 会報の発行
- (5) その他本会の目的達成のための諸行事

第5条 本会の会員は中央大学学員であって、計理士・公認会計士・会計士補・税理士の職業会計業務を行っている者とする。

第6条 本会の会費は年額1万円とし、毎年9月末日までに納入することとする。

第7条 入会しようとする者は、氏名・住所・事務所・電話番号を記載した入会届に年会費を添えて申し込むものとする。

第8条 第5条の資格を喪失したときは、退会とする。

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名 理 事 若干名

副会長 15名以内 監 事 2名以内
常任理事 若干名

役員任期は、2ケ年とし、選挙をもって行う。但し、重任は妨げない。

第10条 本会の運営に関する事項は、理事会の決議によって定める。

第11条 本会は、理事会の推薦により、顧問・相談役をおくことができる。

第12条 定時総会は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に開く。

第13条 総会は、出席者をもって成立し、その過半数できめる。

第14条 本会の会計年度は、毎年1月より12月までとする。

第15条 本会の収入は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第16条 本会の慶弔の規定は、理事会の議を経て別に定める。

第17条 本会則に規定のない事項は、すべて総会で定める。

付 則

1. この会則は、平成11年5月17日より実施する。
2. 学員会支部規則は、この会則による。但し、会計人は「会計人会支部」と会長・副会長・常任理事・理事は「支部長・副支部長・常任幹事・幹事」と理事会は「幹事会」とそれぞれ読みかえるものとする。

中央大学会計人会
事務局

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14
税理士法人 荻野会計事務所内
TEL 03 (3803) 2 3 2 8
FAX 03 (3805) 2 0 6 9